

安全・安心のまちづくりのために

区は空家問題に取り組んでいます

近年、全国的に空家が増加傾向にあります。平成25年の総務省統計局の調査結果では、全国の空家は820万戸とされており、区内では、平成27年度の空家実態調査の結果から、971棟（全体の2.3%）が空家と判明しました。空家は適正な管理がされていれば、問題になることはほとんどありません。しかし、適正な管理がされていないと、多岐にわたる問題が生じ、区民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

地域の安全・安心を守るために、空家問題について考えてみませんか。

相談・問合せ 防災街づくり推進課 ☎内線2826



空家が増加する背景

全国的に空家が増加する背景には、少子高齢化や人口減少等があります。そして、空家を所有している経緯の多くは、「親所有の住宅の相続」となっています。

区では、総人口は増加傾向ですが、「持ち家に住む65歳以上の高齢者のみが生活する単身・夫婦のみ世帯」が増加傾向にあります。現在の居住者の次の世代が、すでに別の場所に居を構えていて、その住宅に誰も居住しない場合は、空家となる可能性が高まります。

適正に管理されていない空家の問題点

安全面

建築物の倒壊、屋根・外壁等の脱落・飛散、屋外階段・バルコニーの腐食・破損・脱落等



景観面

屋根・外壁等の傷み・落書き、窓ガラスの破損、立木等の繁茂等



衛生面

吹付け石綿等の飛散・暴露、浄化槽等の放置・破損による汚物の流出・臭気発生、ごみ等の放置や不法投棄、害虫の発生等



防犯面

不特定の者が容易に侵入できる状態による不法侵入・不法滞在、放火による火災等



空家所有者は、適正な維持・管理を

所有者は、定期的に訪れて建物や樹木の状態を確認し、適正に管理しましょう。また、売ったり貸したりして、有効に活用しましょう。



区の実施

所有者に空家住宅の除却工事費用の一部を助成します



昭和56年5月31日以前に建築された1年以上空家となっている住宅で、区の現場調査等により倒壊等のおそれがあると診断されたものに、除却工事費用の一部を助成します。

空家でお困りの方は相談を

区では、所有している空家住宅の除却や有効活用、近隣の適正な管理が行われていない空家問題等の相談を受け付けています。ご利用ください。

▶適正に管理されていない空家問題の解決に向けて

近年、適正に管理されていない空家が全国的に増えています。こうした空家は、建物倒壊の危険があるほか、ごみや害虫による公衆衛生や景観の悪化等、近隣住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

区では、他自治体に先駆けて平成25年度から、危険な老朽空家住宅の除却費用の助成制度を開始したほか、平成27年度からは、「危険老朽空家ゼロ作戦」に取り組んでいます。

また、特別区長会会長としても国に対し、危険な空家に対する立入調査権や、建物所有者への改善命令、さらには行政代執行等の強い権限を自治体に与えるよう要望し、平成27年5月には「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。

法律の施行を受け、区内全域の空家に関する実態調査を実施し、結果をもとに、この度「荒川区空家等対策計画」を策定するとともに「荒川区空家等対策の推進に関する条例」を制定しました。

今後は、この計画および条例に基づき、区は、危険な老朽空家について引き続き除却を推進する一方で、それ以外の空家についても、予防保全措置を含めた所有者等の責務を定めることにより、安全・安心な地域社会の実現を目指して参ります。

これからも、区民の皆様と一緒に、より一層、安全・安心な街づくりを進めて参りますので、ご理解ご協力をお願いします。



荒川区長・特別区長会会長
にしかわ たいいちろう
西川 太一郎